

科学捜査研究所が保有する超低温槽への残余資料等の保管委託要領等について

刑 研 甲 達 第 3 号

平成22年11月1日

この要領は、科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）で鑑定した後の残余資料等のうち、科捜研が保有する超低温槽で保管することが必要と認めるものについて、保管委託要領等について定めたものである。